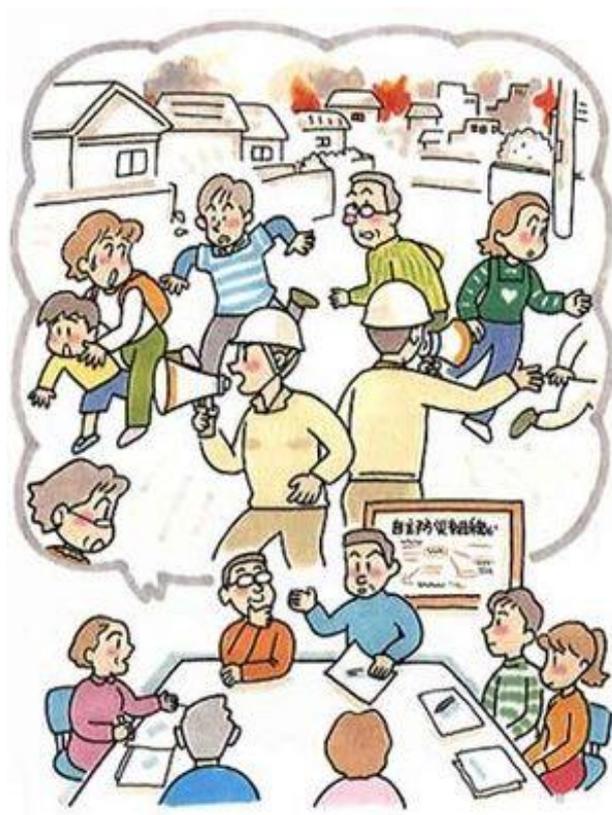


指定避難所運営管理マニュアル (簡易版)



大洲市

令和2年4月改正

目 次

1 避難所運営に関する基本的な考え方

(1) 避難所の役割	1
(2) 平常時からの備え	1
(3) 避難所の開設	1
(4) 避難所の運営	1
(5) 避難所の解消	1

2 実施すべき業務の概要

(1) フローチャート	2
(2) 平常時からの備え	3
事前協議	3
地域版マニュアルの作成	3
避難所運営訓練の実施	3
(3) 避難所の安全確認	3
避難所の安全確認	3
(4) 避難所の開設準備	4
災害対策本部への連絡・報告	4
スペースの確保	4
避難所共通ルールの掲示	4
(5) 避難所の開設	5
(6) 避難所の運営	5
避難者の受付・名簿作成	5
負傷者と遺体の対応	5
放送設備の点検等	5
安否確認等問い合わせ対応	5
避難者の組編成	6
食料・飲料水・物資の管理、配給	6
避難者運営委員会の設置	6
各活動班の設置	6
(7) 避難所の解消	7
避難所の閉鎖準備	7
本来業務再開への体制整備	7
避難所運営委員会の廃止	7

1 避難所運営に関する基本的な考え方

(1) 避難所の役割

避難所は、家屋の崩壊などで自宅等での生活が困難な被災者が、次の住居が決まるまでの間、一時的に生活をする場所です。

避難者の生活再建という最終目標を視野に入れ、その対応力の向上につなげながら、避難者が少しでも早く元の生活に戻り避難所生活が解消できるように努めます。

(2) 平常時からの備え

災害発生から避難所運営が軌道に乗るまでは混乱が予想されます。平常時から自主防災組織、施設管理者、市担当者、その他関係者で、それぞれの役割や開設・運営方法などについて協議し、顔の見える関係を築きながら、事前に備えておきます。

(3) 避難所の開設

避難所の開設は、災害対策本部の指示により、原則として、市担当者が行います。ただし、地震などの突発的な災害時には、市担当者が到着できない場合が想定されます。その場合は、施設管理者や自主防災組織等が開設します。

(4) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者の自主再建の原則に基づいて、避難者が主体となって行います。施設管理者や市担当者は、地域のコミュニティ維持に配慮した避難所運営になるよう支援します。

また、家族のニーズや育児・介護・衛生・栄養等に関する要望や対応方法などの知識・経験をより多く持っていると思われる女性に対し、避難所運営への参画を促し、性別によるニーズの違いやプライバシーの確保等を十分に考慮した避難所運営の実施に努めます。

(5) 避難所の解消

住居を失った被災者に、避難所に代わる長期受入れ施設等を斡旋し、避難者数の動向を考慮しながら、他避難所との統廃合を行うなど、施設本来の業務の再開に向けて環境整備を行います。

2 実施すべき業務の概要

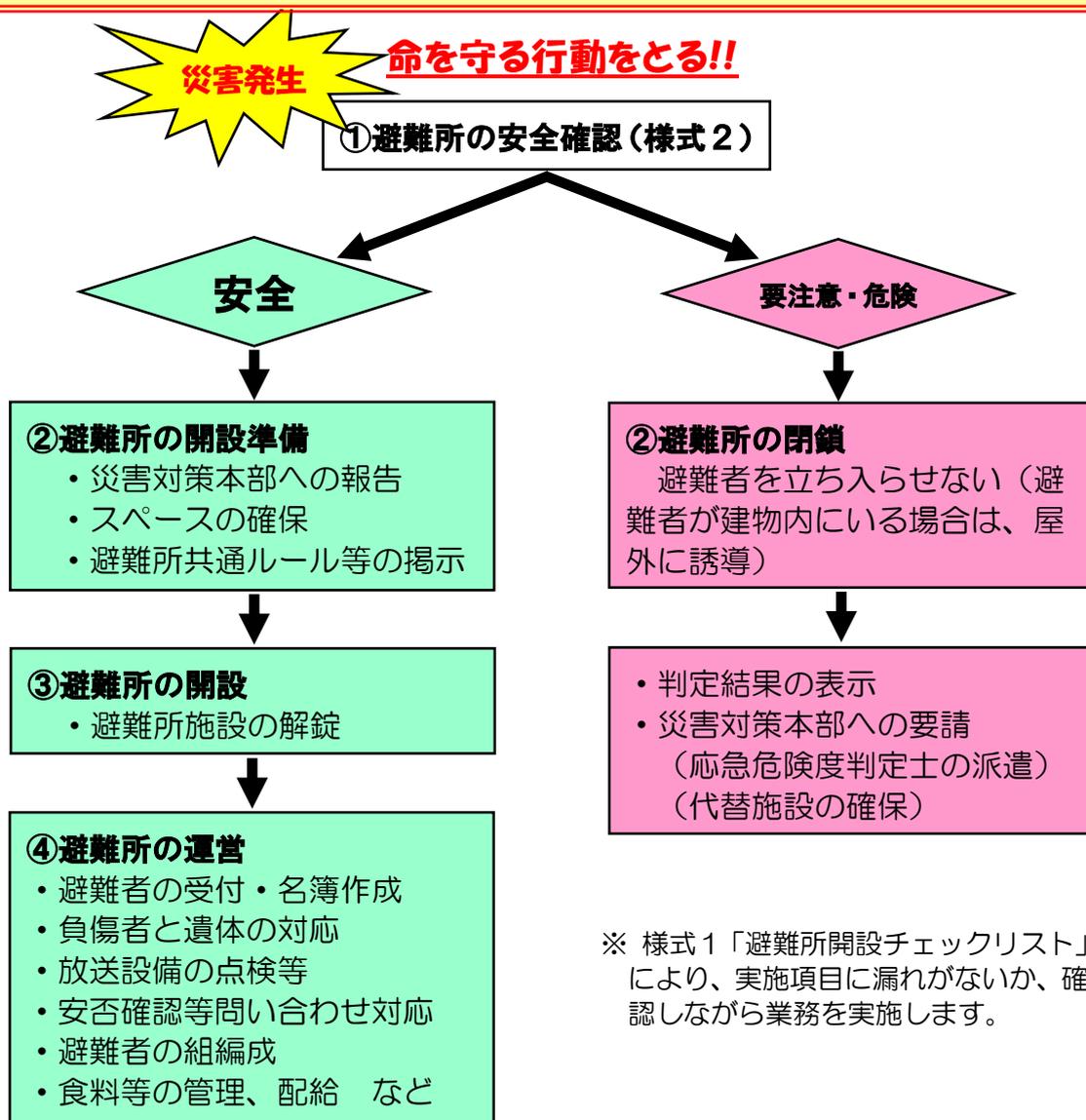
避難所に参集した市担当者、施設管理者、自主防災組織等は、本マニュアルを参考にして業務を行います。業務を実施する際は、**様式1**「避難所開設チェックリスト」により、実施項目に漏れがないか確認します。

各業務の実施にあたっては、2人一組で実施する体制とすると、緊急時での業務を円滑に実施しやすいと考えられます。

業務にあたる人数が多ければ多いほど、迅速で確実な業務の遂行が可能となりますが、場合によっては、限られた人数でしか避難所の開設ができないことも想定されます。

その際は、無理に全ての業務を行おうとせず、業務を実施できる体制になってから、できるものから実施します。

(1) フローチャート



(2) 平常時からの備え

発災後の混乱状態の中、少しでも早く避難所を開設できるよう、関係者で事前協議し、必要な備品（掲示物、各種様式、資機材）等を準備しておきます。

□ 事前協議

避難所開設・運営に関して、予想される課題等について関係者で協議します。

□ 地域版マニュアルの作成

避難所の配置状況や運営体制などは、地域によって違います。地域の特性を加味した地域版マニュアルを作成し、関係者で共有します。

□ 避難所運営訓練の実施

地域版マニュアルに基づき、定期的に訓練を実施し実際に行う活動をするこゝで、地域住民が主体的に開設・運営できる仕組みを作ります。

(3) 避難所の安全確認

災害が発生した場合には、避難所の被災状況、周辺火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認する必要があります。

ただし、地震以外の災害の場合で、二次災害のおそれがない場合には、避難者の収容を優先して対応します。

□ 避難所の安全確認

- ① 安全確認が終了するまでは、避難者を建物の中に入れてないようにします。
- ② **様式2**「避難所施設被害状況チェックリスト」を使用し、施設の安全確認をします。
- ③ 「危険」あるいは「要注意」とされた建物には避難者を避難させないようにし、直ちに建築物応急危険度判定士の派遣と代替施設の確保を災害対策本部に要請します。
- ④ 「安全」の場合は、施設機能の確認のために、ガス・電気・水道・電話・FAX・トイレ等の使用可否について調査します。

(4) 避難所の開設準備

施設が安全と判定された場合は、避難所の開設に向けた準備を行います。

避難所での生活を少しでも過ごしやすくするために、避難者が守らなければならない共通ルールや避難所内のレイアウト図等の掲示、必要なスペースの確保、使用禁止の張り紙などをします。

□ 災害対策本部への連絡・報告

- ① 市担当者は、参集直後、3時間後、6時間後に様式7-1「避難所状況報告書（初動期用）」を作成し、災害対策本部へ報告します。
- ② 原則、FAXを使用しますが、電話の場合は、「いつ」「だれに」報告したか、記入漏れのないようにします。

【連絡先】◆学校等 → 教育総務班：TEL 24-1729 FAX 23-5484
◆公民館 → 生涯学習班：TEL 24-1735 FAX 23-5760

□ スペースの確保

- ① 避難所の管理・運営業務や要配慮者等に必要なスペースを確保します。
- ② 断水等で使用できない既設トイレには、必ず使用禁止等の張り紙をします。
- ③ 不特定多数の人の出入りが好ましくない場所には、立入禁止等の張り紙をします。なお、学校避難所で体育館以外を使用する場合は、様式3「学校施設（校舎）の避難所使用について」を確認してください。

※ 施設・設備の使用範囲や使用方法等については、事前に協議しておきましょう。
※ 避難所内のレイアウトを事前に決めておくことスムーズに避難所開設ができます。

□ 避難所共通ルールの掲示

避難所生活における共通ルール等を掲示したり、受付時に配布するなどして避難者に周知します。

※ 避難所生活に必要なルールを事前に決めておきましょう。

(5) 避難所の開設

避難者を受入れる準備が整い次第、施設を解錠し、避難者の受付を行います。開設直後は混乱が予想されますので、避難者に協力を求め、スムーズな避難所運営に努めます。

(6) 避難所の運営

開設直後は、市担当者、施設管理者、自主防災組織等が中心となり、避難所を運営します。

避難所生活が長期化する場合は、避難所運営委員会を設置し、避難者が主体となって運営する体制に移行します。

□ 避難者の受付・名簿作成

様式6-3「避難者受付台帳(初動期用)」で世帯ごとに避難者の受付をします。ただし、この様式は発災直後の混乱期のみ災害対策本部への報告用として使用します。

※ 市担当者は、避難所開設直後は他業務もあり混乱が予想されます。避難者の受付を避難者自身に任せるとも検討しましょう。

□ 負傷者と遺体の対応

- ① 負傷者が多いときは、救護所の設置や医師等の派遣について、市担当者を通じて災害対策本部に要請します。
- ② 原則、遺体の受入れはしません。

□ 放送設備の点検等

施設内の放送設備を点検し、使用不能の場合は拡声器やメガホン等を準備するよう努めます。

□ 安否確認等問い合わせ対応

- ① 原則、電話は受信専用とします。
- ② 安否確認の問い合わせがあった場合は、情報公開してもよいか確認のうえ回答します。

- ③ 呼び出し依頼があった場合は、内容を聞き取り、当該避難者から折り返すよう処理します。

□ 避難者の組編成

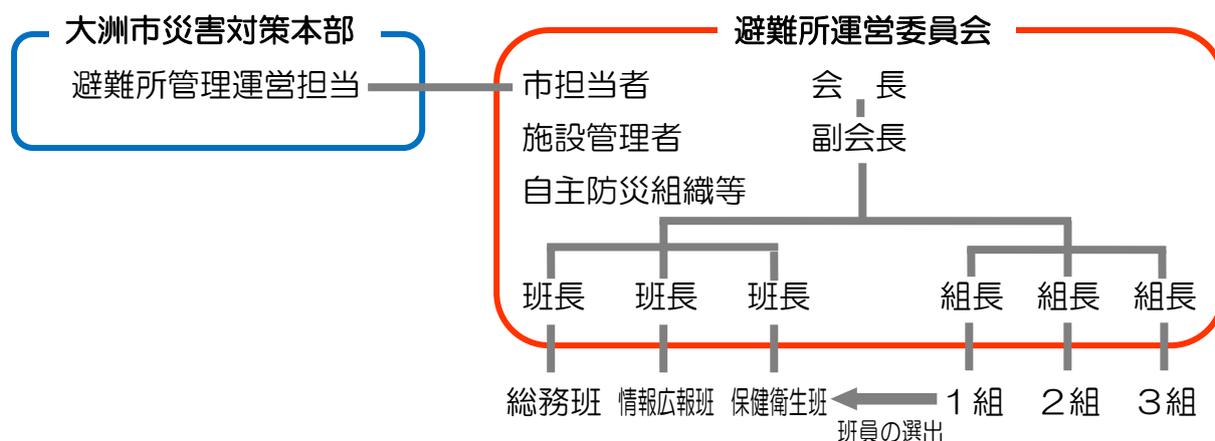
- ① 避難者が多い場合は、同じ地区等で「組」を編成します。ただし、高齢者や要配慮者だけの組にならないように気を付けます。
- ② 組長を選んでもらいます。

□ 食料・飲料水・物資の管理、配給

- ① 食料・飲料水・物資が不足する場合は、別紙様式に記入し、市担当者を通じて災害対策本部へ要請します。
- ② 食料・飲料水・物資の配給は、迅速かつ公平に行うために「組」ごとに行います。
- ③ 原則、避難者全員分がそろうまで配給しません。

□ 避難所運営委員会の設置

- ① 避難所運営が軌道に乗った頃、避難者中心の運営体制に切り替えるため、避難所運営委員会を設置します。
- ② 毎日定時に会議を開催し、各活動班長や各組長等からの意見や情報を共有し、避難所がより良好な生活環境となるよう活動します。
- ③ さまざまなニーズに対応するため、女性の参画を促し、女性ならではの視点での意見を取り入れます。



□ 各活動班の設置

- ① 避難所運営に関する具体的な業務を執行するため、各活動班を設置します。

- ② 班員は、各組から組長以外の者を選出します。
- ③ 特定の避難者に負担が偏らないよう、適宜、班員を交替します。

班 名	主な活動内容
総 務 班	避難所運営、災害対策本部への連絡事項の整理、取材対応 ほか
避難者管理班	避難者名簿作成・管理、問合せ対応 ほか
情報広報班	情報収集・提供、掲示板管理、来訪者対応 ほか
施設管理班	防火・防犯活動、避難所施設管理 ほか
食料物資班	食料等の配給・管理・受入・要請、炊き出し ほか
要配慮者支援班	要配慮者への支援、保健師等の巡回要請 ほか
保健衛生班	トイレ・ごみの対応、衛生管理、健康管理 ほか
ボランティア班	ボランティアの受入、調整 ほか

(7) 避難所の解消

施設本来の業務を再開させるために、ライフラインの回復状況等を鑑み、災害対策本部と協議しながら、避難所の集約・統廃合を行い、閉鎖します。

□ 避難所の閉鎖準備

- ① 避難所運営委員会で避難所の縮小・閉鎖時期について協議し、災害対策本部の指示を受け、避難所閉鎖の準備をします。
- ② 閉鎖の時期等について、避難者に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。

□ 本来業務再開への体制整備

施設管理者は、避難所閉鎖準備とともに、本来の業務再開への準備を進めます。

□ 避難所運営委員会の廃止

避難所の閉鎖と同時に、避難所運営委員会を廃止します。